

公益社団法人日本フェンシング協会
利益相反マネジメント規程

令和2年3月28日成立

令和4年4月3日改訂

第1条 (目的)

公益社団法人日本フェンシング協会（以下、「当協会」という。）は、わが国におけるフェンシング競技界を統括し代表する団体として、フェンシング競技の普及と振興に対して社会的責任を負うものであり、その運営には高度の清廉性と透明性が求められている。

しかるに、当協会に所属する役員、職員、指導者、委員会委員等（以下、「関連当事者」という。）と当協会との間で利益相反が生じる場合に、適切な対応なくして当協会の社会的責任は到底果たしえない。

関係当事者が相互信頼と健全な環境の下で、その能力を最大限発揮して当協会の活動を推進していくこと、及びそれにより当協会が高潔性を確保し社会的信頼を得るためには、利益相反に適切に対応していくことが不可欠である。

よって、ここに利益相反マネジメント規程を制定するものである。

第2条 (関係当事者)

本規程の関係当事者に含まれる対象者は以下のとおりとする。

- ① 当協会の役員
- ② 当協会に雇用されている職員
- ③ 当協会のコーチ
- ④ 当協会の公認指導者及び公認審判員
- ⑤ 当協会の委員会に所属する委員
- ⑥ 上記対象者の配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）

第3条 (利益相反の定義)

「利益相反」とは、次に掲げる経済的利益相反及び責務相反を指す。

- ① 経済的利益相反とは、当協会における関係当事者としての地位と、当該関係当事者が得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該関係当事者が当該利益を得る行為をいう。
- ② 責務相反とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、又は怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

第4条 (基本方針)

1. 当協会は、発生し得る利益相反の問題に関して、当協会の高潔性維持の観点から以下に掲げる基本的な方針に基づいて行動する。
 - ② 当協会は、発生し得る利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については影響を最小限にとどめるべく、利益相反マネジメント体制を整備する。
 - ③ 当協会は、利益相反マネジメントおよび適切な情報開示により、当協会の活動の透明性を確保する。また、当協会は、当協会が社会への説明責任を負うことを明確にすることにより、当協会に対する社会からの信頼を確保する。
2. 当協会の利益相反マネジメントは、関係当事者の活動を制約するものではなく、関係当事者の自主性を最大限尊重するものであるとともに、当協会の高潔性の確保と、関係当事者が安心して職務や競技に取り組める環境を整備するためのものである。

第5条 (禁止事項)

1. 関係当事者は、当協会との間に利益相反を生じさせる、又は生じさせるおそれのある行為をしてはならない。
2. 関係当事者は、他者との間で、関係当事者としての職務に対する社会的信頼を損なうおそれのある一切の利益の享受及び取引関係を持つてはならない。

第6条 (コンプライアンス委員会の審査、理事会への報告・承認)

1. 関係当事者は、自らと当協会との間に利益相反を生じさせる、又は生じるおそれのある状況が生じた場合には、法務担当理事（法務担当理事が関係当事者の場合は会長）に事前にその旨を報告し、コンプライアンス委員会の審査を受けなければならない。
2. コンプライアンス委員会は、前項の利益相反の審査をして、その審査結果を理事会に報告する。
3. 当該関係当事者は、第1項のコンプライアンス委員会の審査を経た上で、理事会に対し、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならない。

第7条 (利益相反マネジメントの対象事例)

関係当事者の次の各行為は、当協会の利益相反マネジメントの対象となる。

- ① 当協会の取引先企業（スポンサー企業を含む。以下「取引先企業」という。）の株主又は役員である関係当事者が、当協会の意思決定に参画している場合
- ② 関係当事者が、取引先企業から報酬、株式等何らかの経済的利益を得ている場合
- ③ 関係当事者が、取引先企業から寄附金、設備・備品の供与を受ける場合
- ④ 関係当事者が、取引先企業へ自らの発明等に移転し又は使用許諾する場合
- ⑤ 当協会が、①から④の便益を供与される関係当事者に対して、当協会の施設・設備

の利用を提供する場合

- ⑥ 当協会が、①から④の取引先企業から何らかの便益を供与される関係当事者から物品を購入しあるいは役務の提供を受ける場合
- ⑦ その他、関係当事者が、取引先企業から、何らかの便益を供与されたことが明らかである場合、もしくは供与が想定される場合

第8条 (利益相反マネジメント体制)

当協会における利益相反マネジメントに関する事項については、以下の組織と体制をもって対応する。

- (1) コンプライアンス委員会は、利益相反の判定・対応につき判断を求められた場合は最終決定を行う。
- (2) コンプライアンス委員会は、利益相反マネジメントに関する次の事項を担当する。
 - ① 利益相反マネジメント関連規程の整備
 - ② 利益相反マネジメントに関する施策の策定
 - ③ 利益相反の審査、判定、通知
 - ④ 利益相反マネジメントに関する普及・啓発活動
 - ⑤ 理事会に対する利益相反マネジメントに関する報告
 - ⑥ その他の利益相反マネジメントに関する重要事項
- (3) コンプライアンス委員会は、裁定委員会その他の委員会に前号に掲げる事項の一部を委任することができる。
- (4) コンプライアンス委員会に利益相反マネジメント担当者を置く。利益相反マネジメント担当者は、コンプライアンス委員会の指示に基づき、利益相反マネジメントに関する事務を主管する。

第9条 (利益相反マネジメントに対する関係当事者の義務)

関係当事者は、利益相反マネジメントのため、次のことを実施する義務を負う。

- ① 利益相反行為を未然に防止するように最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をしなければいけない。また、万一利益相反が生じた場合にはその影響力を最小限にとどめるために、当協会から要請される事項について最大限協力しなければならない。
- ② 前号以外でも当協会から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない。

第10条 (細則)

代表理事は、利益相反マネジメントに関して必要な事項を別に定めることができる。

第11条 （改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

本規程は、令和2年3月28日から施行する。

附則

本規程は、令和4年4月3日から施行する。